

【農は国の本なり】

第2部・農地転用の闇 番外編3 バブル期、規制緩和

2009年2月18日

生産基盤である農地を守るため、農地法や農振法は、転用を厳しく規制しているが、段階的に緩和されてきた経緯がある。

特に全国が開発にわいたバブル期、農林水産省は法改正をしないままの通達で、転用許可の基準を大幅に緩めていた。

まず1968年の都市計画法制定で、市街化区域での転用が許可制から届け出制となり、事実上、自由化された。さらに農林水産省は89年の事務次官通達で「ゆとりある成熟度の高い社会の構築」をうたい、転用基準の“例外”を広げた。

これにより、国・県道沿いで「流通業務施設」と呼ばれる物流倉庫や「沿道サービス」と呼ばれる給油所などが建ち始め、さらに自治体の拡大解釈でコンビニ店も進出するようになった。

この時の基準緩和を機に、市町村が「農業の振興につながる」と認めれば、さまざまな用途が可能になり、固定資産税など税収増につながる開発が相次いだ。

具体的には「農家の兼業先」としての工場建設、「農作物の販売」としての大型ショッピングセンター建設、「消費増」としての住宅団地造成などがあり、市街地よりも安くて広い優良農地が、格好の誘致先となった。

Copyright © The Chunichi Shimbun, All Rights Reserved.